

平成 29 年 4 月 3 日
国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における
現場入場等の取扱いについて

国土交通省では、平成 24 年 11 月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を施行し、平成 29 年度を目標年次として、建設業における社会保険の加入促進に取り組んでまいりました。ガイドラインにおいては、遅くとも平成 29 年度以降、適切な保険に未加入の作業員は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきこととしております。

今般、目標年次としてきた平成 29 年度を迎えるにあたり、ガイドラインにおける現場入場等の取扱いについてあらためて整理しますので、下記についてご了解願います。

記

(ガイドラインの記述)

「遅くとも平成 29 年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。」

(記述の趣旨)

「適切な保険」については、雇用する企業の法人と個人事業主の別や規模等により加入すべき保険は異なります。ガイドラインは、法令上加入義務のある保険への加入を求めているものであり、加入義務のない保険に加入することまで求めているものではありません。

加入すべき「適切な保険」については、「【資料 1】「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について」をご確認下さい。

(保険の適用関係がわからない場合について)

どの保険に加入すべきかわからない場合は、個別に最寄りの年金事務所(健康保険、厚生年金保険)、ハローワーク(雇用保険)等にお問い合わせ下さい。

また、各都道府県社会保険労務士会において、無料の電話相談窓口を設置しておりますので、個別事例のご相談にご活用下さい。(【資料 2】社会保険労務士に相談しやすくなりました(チラシ))

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

資料1

所属する事業所		社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数	就業形態	労働保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2
		役員等	—
	5人～	常用労働者	雇用保険※2
		—	—
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2
—	専業主、一人親方	—	
		医療保険 (いずれか加入)	
		年金保険	
		協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	
		協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	
		協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	
		・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	
		・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	
		国民年金	
		国民年金	
		国民年金	

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

健康保険及び厚生年金保険

3保険

雇用保険
(医療保険と年金保険については個人(加入))

医療保険と年金保険については個人で加入
(但し、一人親方は請負としての働き方としている場合に限る)※3

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
 ※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるかを問わない。

: 専業主に従業員を加入させる義務があるもの : 個人で加入

※3 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

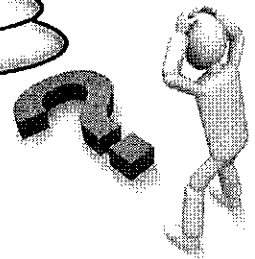
<建設業に従事している皆様へ>

社会保険労務士に相談しやすくなりました！

建設業では平成29年度を目処に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指して社会保険の加入促進に取り組んでいます。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、遅くとも平成29年度以降においては適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は下請企業として選定しないとの取扱いとすべきであるとともに、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきであるとしています。

社会保険って何…？ どの保険に入ればいいの…？
法定福利費って何…？ 保険料はいくらになるの…？



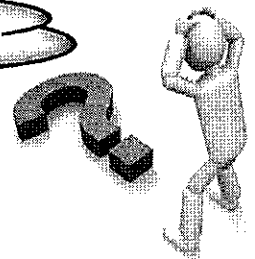
1 建設企業向け無料相談窓口の設置

47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が電話相談に応じます。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。(連絡先については裏面参照。)
- ②都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に対応いたします。(※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。)

安全大会で社会保険を取り上げたいけどどうしたら…？



2 安全大会等における講演、個別相談会の実施

建設事業者等で開催している安全大会、安全衛生大会、総会等において、都道府県社会保険労務士会が選任する社会保険労務士が、社会保険加入等に関する講演及び個別相談会に対応します。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。(連絡先については裏面参照。)
- ②依頼内容に応じ、都道府県社会保険労務士会にて社会保険労務士を選任・派遣します。
- ③社会保険労務士が、1)社会保険未加入対策等に関する講演、2)大会等プログラム中又は終了後等に社会保険の加入等に関する個別相談会の実施、に対応します。
(※費用については個別にご相談下さい。)

ぜひご利用ください！